

鳥羽市国民健康保険加入者のみなさんへ

# 「特定健康診査」対象者に受診券が送られます

今年度から、市が行っていた基本健康診査が廃止され、40歳から74歳のかたを対象とした特定健康診査が始まります。

今回は、鳥羽市国民健康保険加入者の特定健康診査の受診についてお知らせします。

市民課保険年金係 ☎⑤1148

- 対象となるかた
  - 4月1日現在、鳥羽市国民健康保険加入者で、年度内に40歳～74歳になるかた
  - ※妊産婦や海外在住中のかた、6か月以上入院しているかた、特別養護老人ホーム・老人保健施設・障害者支援施設などの施設入所者のかたは、特定健康診査の対象外となります。
- 受診方法
  - 市から8月上旬ごろに対象者全員に受診券を送付します。
  - 受診券と保険証を持って、県内の特定健康診査を実施する病院や診療所などで受診してください。
- 受診期間
  - 8月から12月末日までです。
- 費用
  - 40～69歳のかたは、1,000円、70～74歳のかたは、500円を自己負担していただきます。
- 受診後について
  - 特定健康診査の結果は、これまでと同様に個別にお知らせします。
  - その結果、メタボリックシンドローム該当者およびその予備群と判定されたかたには、生活習慣を改善し、メタボリックシンドロームを解消することを目的とした特定保健指導を実施します。
  - くわしくは、受診券か同封の受診案内をご覧ください。市民課保険年金係へ問い合わせてください。

65歳以上のかたを対象に

## 「生活機能評価」を実施します

「生活機能評価」は、心身の健康状態や日常生活の動作などをチェックして、要介護状態をもたらす要因を早期に発見することを目的とした検査です。

自分の今の状態を知るためにも、生活機能評価を受けましょう。

地域包括支援センター ☎⑤1182  
健康福祉課介護保険係 ☎⑤1186

■ 対象となるかた

要支援・要介護認定を受けていない65歳以上のかた

■ 受診方法

・国民健康保険・長寿医療制度に加入しているかた：特定健康診査・長寿医療健康診査の受診券で受診できます。特定健康診査・長寿医療健康診査の受診時に実施します。

・国民健康保険・長寿医療制度以外の健康保険に加入しているかた：市から8月上旬ごろに、生活機能評価の受診券を、別途送付します。特定健康診査の受診券は、加入している健康保険から送付されます。

■ 費用

無料です。

■ 評価の結果により

生活機能に低下があり、介護予防事業の利用が望ましいと判断された

生活機能評価の流れ

生活機能チェック

基本チェックリストの内容を含む問診、計測、診察、医師の判定

生活機能の低下あり ↓

生活機能検査

問診、計測、診察などの検査

生活機能の向上が必要 ↓

介護予防事業への参加  
適切な情報や介護予防事業の提供

くわしくは、受診券か同封の受診案内をご覧ください。健康福祉課介護保険係または、地域包括支援センターへ問い合わせてください。

かた（特定高齢者）には、地域包括支援センターから連絡をさせていただきます。特定高齢者のかたには、適切な情報や、運動・口のケア・栄養教室などの介護予防事業を提供し、状態の維持・改善を図ります。